

社会福祉施設等運営事業者 様

旭川市福祉保険部指導監査課長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症に係る感染及び蔓延防止に
向けた対応について（その 2）

日ごろから本市福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスへの対応につきましては、これまで国からの通知をお知らせしているところであり、高齢者、障がい児者の社会福祉施設やサービス事業所等（以下「社会福祉施設等」という。）の事業者の皆様におかれましては、感染対策マニュアル等を踏まえ、咳エチケットや手洗いの励行などの感染症対策を行っていただいているところと存じます。

しかしながら、全国的に新型コロナウイルス感染症の発生の収束が見通せない中で、昨日、本市においても約 3 ヶ月ぶりの感染症患者が確認されたことから、社会福祉施設等におかれましては、今一度、次の点について感染及び蔓延防止の観点から対応を徹底していただきますようお願いいたします。

1 感染症を外部から持ち込ませないための対策

- ア 家族等の面会については、リモートでの面会を検討いただくとともに、面会を実施する場合にあっては、発熱、咳等の呼吸器症状等風邪のような症状のある方については、施設内への立ち入りを控えていただくようにしてください。また、面会者には、手洗い又は手指のアルコール消毒を徹底させるとともに、可能な範囲でマスクの着用を求めるとともに、手洗いを徹底するようにしてください。
- イ 物品納入などの業者の方については、物品を玄関先で受け取るなど利用者が普段利用する場所に立ち入ることがないようにするか、こうした対応が難しい場合は、上記アと同様の対応を行うようにしてください。
- ウ 来訪者（家族、業者等）については、日時・氏名を記録するようにしてください。

2 感染症を拡げないための対策

- ア 施設に在庫がある場合は、職員にマスクを着用させるようにするとともに、手洗い又は手指の消毒を徹底するようにしてください。
- イ 職員の健康状態（発熱、呼吸器症状等）を常時把握し、風邪のような症状がある場合はできるだけ業務に従事することを控えるようにしてください。
- ウ 手すりやドアノブ、電気のスイッチ等利用者や職員が共有で触れる箇所はこまめに消毒するよう努めてください。
- エ 人混みの多いところに行く施設外レクリエーションは自粛するようにしてください。
- オ 通所利用者を受け入れる施設にあっては、利用者に風邪のような症状が見られた場合は可能な限り利用を控えてもらうよう、本人や家族等に説明し理解を求めるとともに、

ください。

保健所健康推進課より「健康観察名簿」が提供されています。職員及び利用者の日常の健康状態の把握や、施設等内で陽性確定例が発生した場合に備えた様式となっておりますので、是非御活用ください。以下のホームページよりダウンロードできます。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d071227.html>

3 関係通知等

指導監査課のホームページに新型コロナウイルス感染症に係わる各種通知等を掲載しておりますので再度、御確認をお願いします。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d071195.html>

※上記のうち、令和2年4月7日に介護保険最新情報 vol.808 にて発出された「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」については、利用者の状況に応じた対応について、サービス種別ごとに整理されておりますので、必ず事業所にて確認等を行ってください。

なお、こちらのページも御参照ください。

(1) 一般的な感染症対策について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

(2) 手洗いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

(3) 咳エチケットについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>

(4) マスクについてお願い

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf>

(5) 新型コロナウイルス Q & A

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599318.pdf>

(6) 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」改訂版（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

※厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について（Q & A等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課

電話 0166-25-9849